

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

## 公表日

令和3年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>垂井町は、地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、垂井町賦課徴収条例(昭和32年垂井町条例第8号)、垂井町国民健康保険条例(昭和34年垂井町条例第5号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得、喪失等の異動に伴う資格管理 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担減額認定証等の交付及び回収 ③被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関する保険給付 ④第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険税の賦課徴収 ⑥一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判断 ⑦被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携</p> <p>番号法別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名・納付システム、収納管理システム、高額療養費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法 第9条第1項及び別表第一の16、30の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>1 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>※オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報を保有する必要がある。</p>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の27、42、43、44、45の項 (2) 別表第二省令 第20条、第25条及び第26条	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	①住民課(資格・給付) ②税務課(賦課・徴収)
②所属長の役職名	①課長 ②課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
請求先 垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
連絡先 垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ②	課長 中村 桂	課長 木下 誠司	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ①	課長 竹中 敏明	課長 北村 嘉彦	事後	人事異動による
平成30年1月1日	I 関連情報 1③システムの名称	国民健康保険システム、宛名・納付システム、収納管理システム、高額療養費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名・納付システム、収納管理システム、高額療養費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ②	課長 木下 誠司	課長 中嶋 努	事前	所属長異動による変更
平成31年1月23日	I 関連情報 5②所属長	①課長 北村 嘉彦 ②課長 中嶋 努	①課長 ②課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成31年1月23日	IV リスク対策 1~9		様式の変更に伴いまとめて追記した。	事前	様式の変更に伴う追記
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	①被保険者資格の取得、喪失等の異動に伴う資格管理 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担減額認定証、高齢受給者証等の交付及び回収 ③被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関する保険給付 ④第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険税の賦課徴収	①被保険者資格の取得、喪失等の異動に伴う資格管理 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担減額認定証等の交付及び回収 ③被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関する保険給付 ④第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険税の賦課徴収 ⑥一部負担金の減額、免除、微収猶予適用の可否判断 ⑦被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により 以下、末尾までの文章を追加。	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、収納管理システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名・納付システム、収納管理システム、高額療養費システム、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠		〈オンライン資格確認の準備業務〉 以下、末尾までの文章を追加。	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項	(1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の27、42、43、44、45の項	2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の27、42、43、44、45の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	